

静岡英和女学院中学校・高等学校 部活動基本方針

2020年3月

2021年10月改訂

(1) 部活動の考え方

生徒一人一人が自己の興味・関心や個性に応じ、学級・学年とは異なる集団の中で連帯感の涵養と自己研鑽に努め、自己実現を果たす一助となることを目的とする。

(2) 活動時間

平日 18:15活動終了 18:30完全下校

水曜日の活動は指導者が付き添う、または対応できる状況にない場合は認められない。

土曜日(授業日) 17:45活動終了 18:00完全下校

活動は準備・片付けを含めて4時間を超えないものとする。(公式大会等は除く)

土休日・日祝日・長期休業中 16:45活動終了 17:00完全下校

活動は準備・片付けを含めて4時間を超えないものとする。(公式大会等は除く)

日曜日の午前中の校内での活動は原則として禁止とする。

留意事項

- ①月間練習計画を作成し生徒部および教頭に提出すること。書式は別に定める様式の外、各部で作成した計画表でも可とする。ただし、記載内容は定型書式に沿うものとする。
- ②活動実績表を翌月初めに生徒部および教頭に提出する。
- ③日曜日および休日の活動は事前に(1週間以上前)に施設利用許可を申請すること。申請書は事務室管理とする。ただし、体育館利用の部・クラブに関しては職員室に掲示される「体育館使用計画表」をもって許可されたものとする。ただし、他の部・クラブについても①の月間練習計画に活動場所が明記されていれば、許可されたものとする。
- ④定期テストの1週間前からテスト最終日のテスト終了時間までの活動は朝練習を含めて禁止とする。
- ⑤公式大会1週間前と定期試験前の活動禁止期間が重なる場合には、30分から1時間以内で活動することができる。運動部は軽い練習程度を原則とし、活動許可申請を提出し、朝会で報告する。ただし、日曜や休日の活動および最終下校時間を超えた活動はできない。

原則として許可できない事項

- ①公式大会以外の日曜日午前中の校内での活動。
- ②土曜日(授業日)の18:00を超える活動。
- ③学校閉鎖期間の活動。

(3) 休養日

- ①原則として、学期中は週あたり2日以上休養日を設ける。
(平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日は少なくとも1日以上を休養日とすること。週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ②原則として、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(4) その他

- ①新入生の仮入部中は17:00までを目安として見学・活動時間とする。顧問や指導者はその旨配慮し、最終時間までの活動はさせないこと。クラブ紹介以後、仮入部期間となり、本入部は4月下旬から5月上旬となる。
- ②活動日・活動時間等において規則を守れない場合は活動禁止期間を設けるなどの措置を講じる。
- ③グラウンド・体育館は生徒も教員も専用の靴を使用すること。グラウンドは革靴の使用禁止。体育館は専用スリッパでも可。
- ④長期休業期間（春季休業、夏季休業、冬期休業、GW）の遠征合宿は1回の合宿費用が3万円を超えないように計画する。
- ⑤顧問は、部員の学力向上にも配慮し、必要があれば学習への取り組みを奨励する。
- ⑥指名補習などは部活動に優先して必ず受講する。